

発展の権利についての『コンセンサス』の成立とその意義 ——発展の権利実施過程分析の前提として——

藤田 早苗*

The formation and significance of “consensus” with regard to the Right to Development ; an analysis of the prerequisite for the implementation of the Right to Development.

FUJITA Sanae*

目 次

はしがき

1. 実施についての「実務」的議論——発展の権利に関する世界協議——
 2. 「人間の権利」としての発展の権利
——ウィーン宣言作成と人権高等弁務官の設立——
 - a. 世界人権会議から人権高等弁務官の設置まで
 - b. 発展の権利の主体としての個人、人民、国家
 - c. 国際環境における障害除去をめぐる
 3. 発展の権利と市場経済
——国連人権委員会における議論 1994年～1996年——
 - a. 人権委員会決議からの国際経済問題の脱落
 - b. 個別社会権としての発展の権利
 - c. 発展の権利による市場経済促進——アメリカの意図——
- 残された課題

Abstract

When the Declaration of the Right to Development was adopted in 1986 and following that, there was confrontation between developing countries and developed countries regarding this right. Developing countries emphasized the collective aspect of the Right to Development to protest against the international economic environment, which prevents developing countries from collectively realizing human rights. However, Developed countries strongly opposed the collective aspect of the Right to Development.

In 1993, the United States agreed with the text in the Vienna Declaration regarding the Right to Development and a consensus was obtained for the first time. In addition, the realization of the Right to Development was added to the mandate of the High Commissioner for Human Rights. However, the significance of the concept of the Right to

* 名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程（後期課程）

Development in the Vienna Declaration was not the same as in the Declaration of the Right to Development, because the collective aspect of this right was weakened. Moreover, the role of each state came to be emphasized more than equitable economic relation and an economic environment favorable to the realization of the Right to Development.

After the adoption of the Declaration of the Right to Development, the United Nations focused on the implementation of the Declaration. In the context of the implementation of the Right to Development, human right organizations began to coordinate with international financial institutions such as the IMF and World Bank, and international financial institutions came to be involved in the discussions concerning human rights issues in developing countries. This coordination is worthy of notice because the negative impacts of the activities of international financial institutions are often pointed out.

はしがき

1986年12月4日、国連総会は、発展の促進に関し、国家の対内的義務（第6条3項）に加え、国際協力（第4条2項、）、天然の富と資源の管理に関する人民の権利（前文第7項、第1条2項）、新国際経済秩序の樹立の必要性（第3条3項）について規定した決議41/128「発展の権利に関する宣言」を賛成146、反対1（アメリカ）棄権8（アイスランド、イスラエル、フィンランド、西ドイツ、デンマーク、イギリス、日本、スウェーデン）で採択した¹⁾。

本来ならば、ここで発展の権利の定義をしておくべきであるが、発展の権利に関してはその概念自体に論争があり、その変容が本稿の主題であるため、概念の理解は本稿全体を通して考察することになる。よって、ここでは後の分析との比較のために、発展の権利宣言採択当時の有力な理解について述べておきたい。

国連による途上国の発展問題への取り組みにおいて、発展概念が経済成長至上主義的なものから、人権の尊重を構成要素として含むものに変容していき、他方、発展実現のため

の国内と国際社会の民主的改革の課題が提起された。こうして発展の権利の考えの基礎が形成された²⁾。

1979年に発表された発展の権利の国際的次元に関する事務総長の報告書は、大規模な貧困を取り除くことは、全ての国の連帯責任であるということや、新国際経済秩序の樹立が発展の権利の実現のためにも要求されることに触れている³⁾。1968年のテヘラン宣言以来、発展と人権の不可分性が確認されるようになる。先進国の経済的搾取や政治的・軍事的支配という国際的要因に発展を阻害されている途上国の現状を背景として、発展が人権として構成されねばならないという主張がされてきた。従って「人権としての発展の権利」が当時の一つのスローガンであった⁴⁾。

また、それは「既存の人権の総体」であるという考えが有力であった。例えば事務総長の報告書は、若干の例を挙げて発展の権利が発展という目標のもとに結集した様々な人権の総合体であり、個人と集団を主体とする多面的な性格をもつものとして多数の支持をえている、とのべ、義務主体には国際社会、国際機構、国家、個人などを含むとしている⁵⁾。これは発展の権利は既存の人権の単なる寄せ

集めを越えたもの、すなわち様々な主体が発展を達成するための障害を除去する動的要因を含む、という考えである⁶⁾。

以上が発展の権利宣言採択当時の有力な考えであり、国連の討議においても社会主義国、途上国は発展の権利の集団的側面を強調していた。しかし、宣言の採択に際して反対または消極的態度を示した先進国は、発展の権利を集団的権利とする見方に強く反発していた⁷⁾。この点に関し発展の権利宣言は、主体について「全ての人間と全ての人民」（第1条1項）という妥協的な表現をしている⁸⁾。

また、これまでの西側の支配的評価においては、発展の権利は法的権利としては意味のないイデオロギーにすぎないとされてきた。例えばドネリー（Jack Donnelly）は、発展の権利について次のように批判する。すなわち、それは法的権利としては権利の内容、主体、義務の担い手、権利に対応する義務が不明確である。また途上国は主体について集団的側面を強調するが、人権概念は社会、特に国家から区別された個人という考えに依存しており、集団的な人権という考えは混乱を生む。発展や新国際経済秩序が人権の前提とされる時、国家が人権基準に従って行動しないことの口実とされ、人権を二次的なものにするという政治的な危険性が生じる、と⁹⁾。

他方、これらの西側の研究や先進国による発展の権利への批判に対して、途上国の人権の実現を阻害している国内的のみならず国際的な要因に対する抗議概念として発展の権利の意義を指摘する研究がある。このような立場から松井芳郎は、植民地支配の遺産と不公平な国際経済秩序によって発展を集団的に妨げられている途上国の人権問題は、政府の政治的意思のみによって解決できるものではない

く、集団的側面の強調は、このような状況へのアンチ・テーゼである、とする¹⁰⁾。また田畑茂二郎も、発展の権利の集団的性格について、その享受を阻害する国際的な要因に対して変革を求める国家の責任に言及している¹¹⁾。

このように、発展の権利については、その概念をそもそも認めるかどうかをめぐって激しい対立が存続していたのであるが、発展の権利宣言成立以降の国連における議論には、二つの特徴があったと思われる。一つは1993年のウィーン世界人権会議で、ウィーン宣言における発展の権利の規定に合意が得られ、発展の権利に関して人権文書において初めてのコンセンサスが得られたことである。こうして、国際社会における発展の権利をめぐる議論は新しい段階に入った。またもう一つの特徴として、議論の中心を権利の内容よりもむしろ実施に移し、実施を進めていこうという動きがあることである。1988年の国連総会では、「発展の権利宣言の公布（proclamation）に続いて、人権委員会はこの問題の審議に関し、宣言の実施と更なる強化に向けられた、新しい段階に入った。」（総会決議42/127、前文第4項）と述べ、1990年には発展の権利に関する世界協議を開き、実施を進めようとしている。この傾向は、世界人権会議での「コンセンサス」の成立を受けてますます強まるものと思われる。

しかし、実施をめぐる議論の分析に進む前に、その前提としても、この「コンセンサス」の内容について、分析しておく必要がある。

発展の権利宣言採択当時の有力な理解は先に述べたが、93年の合意の内容は86年当時のものと比べてどうであるのか。さらに、それ以降の議論では、「コンセンサス」がどのように理解されているのであろうか。

このような問題意識から、本稿では発展の権利の議論に関する先述の二つの特徴に注目し、1986年の宣言採択以降の発展の権利概念の展開と、世界人権会議でのコンセンサスの成立とその意味を考察する。なお、ここでは大づかみな概念の展開を提示することを目的とし、その他の重要な論点あるいは新しい動向については言及するにとどめる。また、考察の対象は国連の人権分野での中心的フォーラムにおける議論に限定する。

第1節 実施についての「実務」的議論 ——発展の権利に関する世界協議——

国連における発展の権利の実施について国連人権委員会（Commission on Human Rights, 以下、単に人権委員会という）は、すでに総会で宣言が採択される前の1986年に、決議1986/133で、発展の権利の実施を促進する方法を研究するために、政府専門家作業部会¹²⁾を翌年の1987年1月に招集することを決定していた。

1987年に行われた会合で、作業部会は特別出版物や、セミナー、ワークショップなどによって、政府、国連機関、NGOに発展の権利宣言の普及を促進するよう提案した。また、特に途上国における実施に関する障害とその克服方法についてのコメントを政府、国連専門機関、NGOに求めるように人権委員会に勧告した¹³⁾。これを受けて人権委員会決議1987/23は、すべての政府、国連機関と専門機関そして他の政府間機関とNGOに緊急の優先事項として発展の権利宣言の実施という課題への彼らのコメントと案を提出するように要請した(第4項)。また作業部会に、これを研究し発展の権利宣言の実施を促進する案を

人権委員会に勧告するように指示した(第7項)。

さらに同年の総会では、発展の権利実施のための組織的、具体的な方法を提出するように人権委員会に求める、総会決議42/117が採択されたが、アメリカは発展の権利に関する宣言に賛成していないことを理由として、決議の投票にも参加せず¹⁴⁾、1987年12月に作業部会自体への参加も取りやめた¹⁵⁾。日本も国連憲章の規定する国際協力は自発的な活動であって義務ではないこと、また国家や個人が、国際人権規約に規定された以外の発展の権利というものをもち、それが不可譲の人権を構成することは考えられないとして棄権している¹⁶⁾。このように、発展の権利宣言は圧倒的多数で採択されたものの、一部の先進国による根強い反対が存続していた。

作業部会は1988年の会合でも実施促進のための方法を探求し、国連の諸機関と専門機関の活動プログラムの評価と調整のためのメカニズムの必要性を確認し¹⁷⁾、新国際経済秩序樹立の重要性を指摘した¹⁸⁾。

作業部会はさらに1989年にも会合を開いたが、政府、国連専門機関、NGOからの発展の権利宣言の実施の障害と方法に関するコメントが少なく、結局、実施についての具体的な方法を提出できなかった。そこで国連やNGOの専門家を含めた開発と人権の著名な専門家と、発展の権利の実現に関する意見を交換するための協議を開くよう勧告した¹⁹⁾。これを受けて人権委員会は事務総長に「人権としての発展の権利の実現に関する世界協議」の開催を求める決議1989/45を無投票で採択した。決議は参加者について国内レベルでのふさわしい経験を有する専門家と専門機関を含む国連システムの代表、地域政府間組

織と関連 NGO の代表を含むとした（第 5 項）。またこの協議の目的は、宣言の実施、実施の進捗を評価するための基準、進捗を評価し促進するメカニズムに関する具体的な問題に焦点を当てることとされた（同）²⁰⁾。

発展の権利の実現に関する世界協議は、1990 年 1 月 8 日から 12 日まで、ジュネーブで開催された。世界協議に参加した専門家の一人である バーシュ（Russel Lawrence Barsh）は、この世界協議では経済開発戦略における専門知識をもった途上国からの専門家、NGO を探し、開発・金融機関などを参加させ北側の法律学者との理論的な論争を避け、実際的な問題に焦点を置くために、参加者に関して多大の努力が払われたと伝えている²¹⁾。その結果協議は、国内レベルでの人権や開発計画に関する経験をもつ 32 人の専門家、国際労働機関（ILO）、国連貿易開発会議（UNCTAD）、国連開発計画（UNDP）国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）など 7 つの国連機関、IMF、世界銀行、50 以上の政府、経済社会理事会と協議資格を持つ 36 の NGO と人権と開発分野で活動する他の 4 つの NGO など、200 人以上が参加した²²⁾。

協議は途上国が作成した結論と勧告の草案を基礎にして議論され、これが最終報告書²³⁾にも影響を与えたとされている²⁴⁾。意見交換の後、発展の権利宣言が含む様々な内容について、それぞれの専門家がスピーチを行い議論が行われた。その議題は天然の富と資源に対する完全な主権、自決権と発展の権利、人権の大規模で重大な侵害、国際法と発展の権利といった一般的な事項と、発展の権利と女性、極度の貧困などの個別の問題、国家の開発政策と発展の権利の実現、アパルトヘイトの影響などの国家レベルでの実現の問題、債

務と構造調整の影響、国際貿易・金融機関と発展の権利、人権と人材開発などの国際開発政策と発展の権利の問題、そして実施の根本的な問題と、実施の評価についてである。

議論では、発展の権利宣言は具体的な実施規定や実施機関についての規定を欠いており、法的な観点からの有益性には疑問があることを認め、その上で可能な実施方法について話し合われたのである²⁵⁾。

実施の障害について報告書によれば世界協議では、汚職や開発独裁などの国内問題に加え、国際レベルの問題として、自決権と天然の富と資源に関する永久的主権を尊重しないこと、途上国にある資源の管理を先進国に委譲したこと、負債と構造調整、国際金融機関、貿易組織の非民主的な決定の存在が指摘され、一国内の人権の実現のために、国内のみならず、国際的な民主的変革が必要であることが確認された²⁶⁾。

これら実施の障害に対して報告書はすべての国家と国際社会に勧告しているが、国連システムそのものにも多くの勧告をしており、例えば「開発/発展過程に関するすべての国連活動は、人権の実現に基づいた、評価基準や優先事項に関する人権への影響評価を含んだ明確なガイドラインをもつべきである。」²⁷⁾と述べている。

このために報告書は、すべての開発に関するプログラムと機関において人権について担当する部所をもうけ、それらの間にネットワークを作ることを勧告している²⁸⁾。

具体的には、人権センターに発展の権利に関する専門家を配置し、センターに実施を調整する役割を与えること、また、実施に関する評価基準の作成、勧告、国内的、国際的障害に関する報告書と情報の検討を行う個人専

専門家からなる実施委員会を設置すること、などが提案された²⁹⁾。このように個人や専門家の実施における役割が強調されたことは、注目に値する。

人権センターに関しては、実際、人権高等弁務官事務所(旧人権センター)³⁰⁾の1996年からの機構改革により、「調査と発展の権利部(Research and the Right to Development Branch)」が設けられた。

以上見てきたように世界協議では、発展の権利に関する議論の方法が人権の理念についての議論から、国内と国際レベルの実施の障害を明確にし、可能な実施方法を議論するという方向に向かった。このように議論を抽象的なものから現実的なものへと移行させたことは、先進国にとっては、それまでのような人権の理念を理由にして発展の権利に反対することが困難になったと考えられるのではないか、と思われる。

他方、世界協議は発展の権利の議論の参加者を変化させ、従来の非生産的な非難の応酬の段階を越えて実施の議論を行うことを可能にしたが、国家代表だけではなく実務関係者や個人専門家のイニシアチブを徐々に重視する方向に動いたことや、評価機関を設置するという実務的議論が行われたことは、後の展開から見れば、既存の経済開発システムに対する発展の権利の抗議概念としての性格を弱める方向につながったのではないかと考えられる。

第2節 「人間の権利」としての発展の権利——ウィーン宣言作成と人権高等弁務官の設立——

a. 世界人権会議から人権高等弁務官の設置まで

1989年12月の国連総会決議44/156で世界人権会議の開催が決定すると、準備委員会³¹⁾が組織されて、世界各国の政府や機関からの意見等にもとづいて本会議での議論のガイドラインと最終文書の草案作成が進められた。

会議の目的についての議論では、途上国の多くは、発展の権利の実施そのものための議論を会議の目的の重要な要素として強調していた³²⁾。他方、前述した1989年の総会決議に基づき意見を出した先進国政府の多くは、会議の目的について、既存の人権文書の実施の強化を重視していた³³⁾。

準備委員会や国連での議論に加え、1992年から1993年にかけてアフリカ地域、ラテンアメリカとカリブ地域、アジア地域で地域会合が開かれ、それぞれチュニス宣言、サンホセ宣言、バンコク宣言を採択した。

準備委員会の最終会期には、宣言草案の叩き台として国連人権担当事務次長補であるファル(I. Fall)から文書³⁴⁾(以下、ファル文書という)が提出された。しかし、多くの国は地域会合に際して採択された諸宣言こそが叩き台になるべきであるとしてこれに異議を唱え、結局この文書と地域文書をあわせて考慮することになった³⁵⁾。この結果、準備委員会の最終文書が作成された。

多くの対立点を残して、本会議でも発展の権利について議論が難航することが予想されたが、強硬に反対すると思われたアメリカが

予想外に柔軟であったため、会議の早い段階で合意に至ったと伝えられている³⁶⁾。

発展の権利宣言採択当時アメリカは、真の意味の個人の人権として、市民的・政治的権利、特に財産権と営業の自由を強調し、公権力の濫用からの個人の財産権と営業の自由の保護を損なうことになるとして、発展の権利のイデオロギーそのものに反対していた³⁷⁾。

しかし、世界人権会議準備委員会の議論においてアメリカは発展の権利について提案しており「民主主義、人権及び発展は相互依存のであり、持続可能な発展は基本的人権の享受なくして不可能である。発展の不十分さをもって、決して国際的に認められた国民（country's citizens）の人権を奪うことを正当化する口実にしてはならない。」³⁸⁾と述べている。この第二文がほぼ同じ形でウィーン宣言（第10条3文）に取り入れられていることは、それまで発展の権利に一貫して反対してきたアメリカがコンセンサスに加わった大きな要因と言えよう。

なお、アメリカの政策転換とアメリカ案の意図については後に検討したい。

発展の権利は、1993年に総会で行われた人権高等弁務官の設立をめぐる議論の過程でも重要な論点の一つとなった。国連人権高等弁務官³⁹⁾の設立は、人権会議でこれまで以上に具体的に議論された。会議では、中国・マレーシアなどアジア諸国の反対⁴⁰⁾にもかかわらず、設置問題の検討を優先課題とすることを勧告した（第II部18項）。

これを受けて1993年の国連総会第48会期は設置の問題に取りかかり、第3委員会のもとに自由参加の作業部会が設けられ、議論が重ねられた。議論はアメリカ案とマレーシア案に基づいて行われた⁴¹⁾。

後者は人権高等弁務官は「……発展の権利の実現を確実にする枠組みで活動する」とし、「国際開発・金融機関の援助と能力を動員することで発展の権利の実現における重要な役割を果たす。」など、国際経済問題の改善を含んだ発展の権利に関する任務を強調するものであるが、アメリカ案は発展の権利については一切言及していない。

これらに基づく交渉の後、両案は取り下げられ、12月13日の会合で作業部会の議長で、のちに初代人権高等弁務官になるホセ・アヤラ・ラッソ（José Ayala Lasso）により、両案の折衷案がまとめられ、更に口頭による修正が加えられて総会決議48/141として採択に至ったのである⁴²⁾。

作業部会は自由参加で議事録は残されていないが、強硬に反対してきたアジア諸国が合意したのは、任務に発展の権利の実現が含まれたためと考えられる⁴³⁾。

次に、これらの過程での議論とその結果を、発展の権利宣言採択当時存在した主体に関する異なる理解はどのようになったか、という点に着目してみたい。

b. 発展の権利の主体としての個人、人民、国家

世界人権会議の準備委員会でタイは、個人と国家を発展の権利の主体とすることを提案した⁴⁴⁾。これに対して、先進国は個人の主体性を強調した。イギリスは、「発展過程での個人の主要な役割は、きわめて重要である。個人は発展の主体であって、決して受動的な客体ではない。」⁴⁵⁾と述べた。

採択されたウィーン宣言ではタイ案の「国家の権利」は、取り入れられず「発展の権利宣言が述べるように人間（human person）が

発展の中心主体である」(第10条2文)としているが、主体は「人間およびすべての人民」(本文第2条1項)としていた発展の権利宣言と比較するならウィーン宣言では「人民」が削除され、発展の権利の主体の集団的側面が弱められたことは明白である。

この問題については、人権高等弁務官設立決議の文言が興味深い。先に述べたように、人権高等弁務官設置の合意は、その任務に発展の権利の実施が含まれることになったことで可能になったと思われるが、この決議は、発展の権利について新たな定式化をした。すなわち、「発展の権利は普遍的で不可譲な権利であり、人間の諸権利(the rights of the human person)の基本的部分を成す」(前文第4項)というのである。この部分は採択直前に議長の口頭修正で加えられただけに、非常に重大な合意をもっている。

なぜ「人権」ではなく「人間の諸権利」としたのか。前述のように以前の発展の権利の議論では、「人権としての発展の権利」や「既存の人権の総体」という考えが有力であり、発展の権利は集団的に発展を阻害する障害を除去するための動的要因を含むものとして考えられていた。

以上のことを考えるなら、決議48/141が発展の権利を「人権」ではなくわざわざ「人間の諸権利の基本的部分」としたのは、主体に何か新たなニュアンスを加えるためであると思われる。つまり、この定式化により、国際的要因によって集団的に阻害されている「人権としての発展の権利」という従来の概念が弱められ、発展の権利は個々の人間の、基本的ではあるがすべてを包含するのではないものであり、各国政府の国内的義務の履行により実現される諸権利の一部に過ぎないもので

ある、というニュアンスが加えられたようにみうけられる。

人権高等弁務官の設立そのものに強硬に反対してきた途上国の合意を得るためには、発展の権利の実施を任務に入れることは不可避であったと思われる。しかし、マレーシア案にあったような国際経済問題の改善まで含む発展の権利の実施を人権高等弁務官の任務に取り入れようとする途上国の主張に対し、アメリカをはじめ先進国が反対したことは明らかであろう。そのため、先進国の反対への議長による妥協のための最終的な努力の一環として、または先進国の提案により、発展の権利の抗議概念としての性格を弱めることになるであろう「人間の諸権利の基本的部分」という定式化がされ発展の権利の実施が任務に盛り込まれ、合意に至ったと理解することは可能ではないかと思われる。

c. 国際経済環境における障害除去をめぐる

このようにウィーン宣言と総会決議48/141において発展の権利の人民の主体性が弱まり、そのことにより抗議概念としての性格も弱められたといえる。他方、80年代には発展の権利と結びついて考えられていた新国際経済秩序が90年代には国連の主要な決議では見られなくなるが、国際経済環境の障害除去に関しても後退が見られる。

1990年、世界人権会議の目的が議論されていた際、中国代表はコロンビア、レソト、スリランカ、ウガンダを代表して、「[原案では]世界人権会議の重要な目的である国際経済環境と人権の普遍的な享受のリンクと、それがすべての人によって自由権だけではなく社会権が行使できる状況に与える影響の検討が欠

けている。」⁴⁶⁾と述べ、新たに「現在の国際経済環境と普遍的な人権の完全な享受との関係と、すべての人が市民的、政治的権利と同じく経済的、社会的および文化的権利を享受できる状況へのその影響を検討する」という一文を加えるよう提案した⁴⁷⁾。

地域会合で採択された宣言はいずれも発展の権利に言及し、その実現に関し、マクロレベルの障害を指摘し、国際レベルの協力の重要性を強調している⁴⁸⁾。

またファル文書に対し、途上国は発展の権利の実現への公正な経済環境の創設や国際協力の重要性を強調して修正、提案をしている。例えばアフリカグループとタイは公正な経済関係と人民の天然資源に関する管理権に言及した。また中国は、バンコク宣言の文言である「発展の権利実現の主要な障害は、南北間、富者と貧者に広がりつつある格差に反映されているように国際的なマクロ経済レベルに存在する」の追加と、「国際レベルの公正な経済関係」を「特に」を付して強調する提案をした⁴⁹⁾。

これらに対し先進国は個別の国家の対内的責任を強調する。準備委員会でのイギリス提案は「国際開発協力は強化されるべきであるが、発展と民主化は第一に国家の責任の手中にある。」⁵⁰⁾とし、また、ECが準備委員会に提出した文書も発展と民主化に関する国家の責任を強調した⁵¹⁾。

このような議論に基づいて作成された準備委員会の最終文書では原案と南北各国の提案が細かい変化を加えられながら取り入れられ、発展の権利実現の主要な障害はマクロ経済レベルにあること、発展の権利の実施のためには人民の天然資源管理権を十分に顧慮した国際レベルでの公正な経済関係と好ましい

経済環境が必要であることが含まれていた⁵²⁾。もっとも、発展と民主化の第一義的な責任は国家にあるという先進国側の主張が鮮明に盛り込まれていることには注意が必要である。

このような議論に照らしてみると、発展の権利宣言にはあった、天然の富と資源に対して主権を行使する人民の権利（第1条2項）への言及がウィーン宣言では脱落し、国際協力や好ましい経済環境の必要性（第10条4、5文）の言及にとどまっていることは、途上国の主張が弱められ、発展の権利の抗議概念としての性格が弱められたことを意味するものであろう。

第3節 発展の権利と市場経済——国連人権委員会における議論 1994年～1996年——

a. 人権委員会決議からの国際経済問題の脱落

世界人権会議で発展の権利に関するコンセンサスが初めて得られたが、それを各国はどのようにとらえ、発展の権利の概念をどのように理解していたのであろうか。

後退したウィーン宣言の内容に対し、途上国は1994年と1995年の人権委員会で従来の主張を前面に押し出すのである。

1994年の人権委員会にインドネシアなどによって決議案が提出された決議1994/21「発展の権利」は次のように述べる。「……国際社会はすべての人権を公平で、平等な方法で全地球的に(globally)あつかわなければならない」(前文第5項)。1993年の人権委員会決議1993/22により設立された発展の権利に関するテーマ別作業部会に「後発途上国の

特別な要求に優先を置く」(第6項)ことと「特に途上国の必要により適応した好ましい国際経済環境の創設に向けて、国内と国際両レベルの政策を考慮して、発展の権利の実施に関して勧告を与える」(同)ことを強く勧める。そして、「地域経済委員会や国際金融機関の総裁が作業部会の活動に貢献するために、作業部会のこれからの会合に積極的に参加するよう招待されるべきであることを決定」(第8項)する。

さらに、1995年の人権委員会決議1995/17「発展の権利」は、「発展の権利が実施されるよう、途上国、特に後発途上国の必要に応じた国際経済環境を促進するためのより具体的な方法を提案する……」よう作業部会に求め(第5項)、「経済社会理事会において、できるだけ早く国際金融機関や他の機関の活動を含めた国連システム内での発展の権利宣言の実施を評価する、独立の会期で高級レベルの会合を承認するよう勧告し」(第6項)た。このように途上国は作業部会を通じて国際金融機関に働きかけるなど、国際経済問題の具体的な改善を強調した。

一方、これらの決議に対して先進国側はそろって反対した。それらの反対意見は、作業部会が、特に途上国の必要に応じた国際環境の創造に向けて勧告または提案するように求めたものに集中していた⁵³⁾。例えばイギリスとドイツは、国際経済問題は人権の範疇外のことであり、人権委員会や作業部会が関与するのは権限外であって、ほかであつかわれるべきである、として反対した⁵⁴⁾。

このような人権を国際経済問題に関連付けることへの反対に加え、先進国は途上国政府の対内責務を強調した。アメリカは「自国の発展を考える国は、国内法での人権の承認と

実施を最優先させるべき。」とし、フィンランドは「発展の権利の実現はすべての国の、特に途上国の努力が必要である。」とした⁵⁵⁾。さらに、オーストラリアは「この決議は全地球的に人権をあつかわなければならないという、ウィーン宣言とは違う要素を無理に盛り込んでいる。」⁵⁶⁾とし、先進国がウィーン宣言において発展の権利は、国際経済環境よりむしろ、各国家の努力により実現するものとして合意が得られた、と捉えていることを示した。

これらのことから、ほとんどの先進国はこの決議の内容が人権委員会と作業部会の任務を拡大し、ウィーン宣言でえられたコンセンサスを逸脱するものであるとした。そして、日本とオーストラリアは、コンセンサスをえたウィーン宣言のテキストを尊重するべきとし⁵⁷⁾、1993年のように先進国も含めて合意できるものにすべきである、とほとんどすべての先進諸国が主張したのである⁵⁸⁾。(フランス、ブルガリア、オーストリア、ドイツ、アメリカ、フィンランド、イギリス、オーストラリア、日本、イタリア)

1993年のコンセンサスを強調する先進国のこのような主張に対し、途上国はその内容だけでは不十分であるとした。ブラジルは、世界人権会議でのコンセンサスは重要であり、むしろそれゆえにこそ、その合意されたものに対する障害の克服を更に試みるために、ほかのものを付加したのである⁵⁹⁾、とのべ、キューバは「世界人権会議のコンセンサスは、すべての国が完全に発展の権利を支持し、これを実現するために努めることへの望みにもとづいている。」とのべ、世界人権会議から1年もたたないうちに94年の決議が採択された⁶⁰⁾のであるから、人権会議以来、

ウィーン宣言のみの内容でコンセンサスがあるというのは正しくないとした⁶¹⁾。このように途上国は世界人権会議で初めて発展の権利についてコンセンサスが得られた事実は重要だが、ウィーン宣言の発展の権利の内容だけでは十分ではなく、国際的要因に具体的に取組むべきとしているのである。

途上国のそのような考えは、1990年以来人権委員会が採択してきた同名の、発展の権利に関するほかの決議「対外債務に起因する経済調整政策の人権の完全な享受、特に発展の権利の実施への影響」でも明らかである。例えば決議1995/13は、途上国の成長と発展を促進して、発展の権利実現の最大の障害の一つである債務を削減するため、現在の不公平な国際環境の変更の必要性をのべる（前文第15、16項、本文第9、10、11項）。この様にウィーン会議前後にわたって、国際経済環境が障害となっていることが、発展の権利に関するほかの決議によっても具体的に示されてきたのであるが、これらの決議に関しても先進国は93年のコンセンサスにこだわり、例えばヨーロッパ諸国を代表したフランスや日本は、決議1995/13はウィーン宣言にある合意された言葉を反映していない。人権委員会の任務を外れる様な新しい規定を含んでいる、と反対した⁶²⁾。

このような先進国の反対の結果、途上国の主張にもかかわらず、1996年の人権委員会決議「発展の権利」の作成では94年と95年の決議に反対し、コンセンサスにこだわった多くの先進諸国が提案者として加わった⁶³⁾ 妥協的な草案が提出され、決議1996/15としてコンセンサスで採択された。

この決議には、94年と95年の決議のような国際経済問題にふれる文言はなく、国家の

責任を強調して次のように述べる。「発展の権利の実施には国際レベルの好ましい経済環境と公正な経済関係と同様に、国内レベルの効果的な発展政策が必要である」（前文第7項）。

「国家に人権の保護と促進、発展に関するプログラムを推し進めるように強く求め」（第2項）、「国家に既存のユニットまたは新しいユニットを設け、発展の権利をより実施するために、有益な情報の収集と流布のための中心にするように求め」（第4項）る。

そして「人間が発展の中心であることを確認したウィーン宣言を歓迎し」（前文第4項）と、主体は「人間」であることが繰り返し強調されている。

また、合意された政策は「関係条約機関にそれらの任務の範囲で発展の権利の実施に貢献するための方法を検討するよう勧める」（第9項）。「人権センターの再構築に関して、発展の権利の促進と保護を主要な責任とする新しいユニットを設立する」（第5項）ことを事務総長に求めるなど、実務的な政策レベルに留まり、国際経済問題の改革に迫るようなものは含まれなかった。

b. 個別社会権としての発展の権利

人権委員会決議1996/15で実施に関して合意された政策には、人権高等弁務官の活動に関するものも多く、「国家に、人権高等弁務官に実施の進捗状況と直面している障害について報告し、協力を強める」（第3項）こと、「人権高等弁務官に国連人権活動の全体的な調整役としての役割で、国連システムの専門機関との対話を、それらのプログラムと活動が発展の権利の実施に与える影響を考慮して、続けるように求める」（第13項）ことが含まれた。

このようにこの決議では、発展の権利の実現方法として人権高等弁務官の任務に依存するウェイトが大きくなっているのも一つの特徴といえるだろう。これは、人権高等弁務官の発展の権利に対する認識とその活動いかんで、実現方法も大きく左右され、場合によっては発展の権利実現の議論は先進国にとって、従来のものよりも害を少なくできることにもなるだろう。

そこで初代人権高等弁務官の発展の権利の認識であるが、彼は次のように述べている。

「他の人権の場合と同じく、発展の権利の実施の第一の責任は各政府にある。……国際協力はこれらの努力をする政府を支援できるし、またそうすべきである。国家は発展の権利の実現の主要なアクターとして人権と基本的自由の行使を確実にし、民主主義を強化し、誠実で透明な行政を強化し、効果的で公正な正義の行使を強化するべきである。」⁶⁴⁾ 他の報告書⁶⁵⁾ 同様、ここからは一国内の人権の実現のために国内と国際社会の民主的な変革を目指す発展の権利本来の概念への理解は見受けられない。これは、発展の権利を個別的な社会権に還元し、それを実現するのは各国の責任とする考えといえるが、彼が報告書や発言で包括的な発展の権利を個別的・具体的な社会権一般と同一視したことに對し、批判や指摘がされている⁶⁶⁾。

c. 発展の権利による市場経済促進——アメリカの意図——

このように93年以降のコンセンサスは、国際経済問題の規定を脱落させ、発展の権利の抗議概念としての性格を弱めたりえでのものであったが、アメリカの発展の権利に対する政策変換の真意はどのようなものであったの

か。

96年の人権委員会でアメリカ代表は、あくまでも個人が発展の権利の主体であり、その実現のために国家は民主主義促進の義務があることを強調して、次のように述べている。

「個人が発展の権利のいかなる議論においても中心となるべきである。」「発展の権利は民主主義、発展、人権と基本的自由の尊重を強調することで実現していかなければならない。」「アメリカは民主主義が発展の鍵であると信じ、国家の民主主義促進への努力が、発展の権利の実施に関していかに重要であるかを専門家委員会⁶⁷⁾ が検討することを望む。」⁶⁸⁾

さらに次のようにも述べている。「発展の権利の目的は個人のエンパワーメントであり、彼（女）を彼（女）らの福祉と発展に影響する決定に参加させることである。これは基本的人権の尊重に関係し、民主主義はその尊重を政治的にあらわしたもので、企業活動、自由貿易、自由市場はその経済的基盤である。そして、個人は政府からの干渉なしに経済活動に自由にたずさわらるべきである。」「ウィーン宣言で明確にされたように国の経済発展のレベルは人権の縮小(abridgement)を決して正当化できない。個人の発展の権利の不可譲な性質を否定することはそれにつながるのである。よって、政府自身はその市民の発展の権利の実現への重要な責任を負う。」⁶⁹⁾

そして、個人の発展の権利の実現と政府の国内経済政策について「発展の権利は透明な、よい政府による健全な経済政策に依存する。政府は……財産権を強く支援するべきである。また、経済調整政策は発展と成長にとって重要である。」と述べたのである⁷⁰⁾。

これらの発言から、次のことが考えられる

のではないだろうか。つまり、アメリカの言う発展の権利とは、個人が自由に経済活動に携わることで、特に財産権を促進することを意味する。そして、そのような権利を国の発展レベルに関係なく個人が行使できる状況が必要であり、そのために政府は民主主義を促進し、透明な政治を行って、企業活動の自由を守る義務を負う、ということである。これは途上国政府が構造調整政策⁷¹⁾によって、自由主義・市場経済に移行し先進国の企業がより進出しやすい状態をつくることをも意味するであろう。

前述のように従来アメリカは、個人の財産権と営業の自由を公権力の侵害から守るために、発展の権利のイデオロギーに反対していたが、93年の政策変換も結局、このように発展の権利概念を個人の財産権と企業活動の自由を促進する要素として、内容をすり替えた解釈を示した上でのことだったのである。従って、アメリカ案によってウィーン宣言に盛り込まれた「発展の不十分さをもって国際的に認められた人権を奪うことを正当化する口実とされてはならない」という一文についても、開発を優先した人権侵害を憂慮する規定と解することも出来るが、一方で、国の発展レベルに関係なく財産権を行使できる状況を作り出すために援用されうることは否定できないであろう。

以上のことから、発展の権利がコンセンサスに至ったとはいえ、その合意された内容自体は従来の抗議概念としての性格から後退したものであり、さらにアメリカに関しては、市場経済と個人の財産権の促進要素としての変容を加えようとする意図さえあるようにみうけられる。

残された課題

以上、1986年の発展の権利宣言採択以降の、発展の権利の概念の展開について、世界人権会議でのコンセンサスの内容とそれ以降の議論を中心に考察してきた。

コンセンサスがえられた発展の権利の内容は、主体の集団的側面が弱まり、国際経済問題が脱落し、個別国家の対内的責任が強調されたものであって、従来の抗議概念としての性格が弱められたものであった。

また、宣言採択以降、国連における発展の権利に関する議論は、実施にその中心を移し、非生産的な抽象的議論から現実的なものへの移行が強調されてきた。そして、議論をそのように現実的なものにするためにも個人や専門家の役割が強調され、評価機関の設置など実務的な議論が行われてきたといえ、それがまた、結果的に発展の権利の抗議概念としての側面を弱めることにつながったように思われる。

実際、人権高等弁務官事務所に設置された先述の調査と発展の権利部が発展の権利の促進と保護のために挙げている方法には「総会、人権委員会、条約機関への実質的な提案の準備」という、国際社会への働きかけとなりうるものも含まれるが、その多くは「発展の権利の実現と直面している障害について、各国が人権高等弁務官に送る自発的な報告書の分析の支援」「発展の権利のアドバイザーサービスプロジェクトの実質的な準備」「教育教材の支援」「発展の権利の調査プロジェクトの実行」⁷²⁾など国内政策を支援するものである。

また、実施は人権高等弁務官の任務に依存するウェイトが大きくなったといえるが、人権高等弁務官のウェブサイトによれば、発展

の権利に関する人権高等弁務官の役割については次のように述べられている。

「発展の権利の実施を国内レベルに移すことは最も急を要するの問題の一つであり、国際協力を必要とするものである。理論的な議論のレベルから、発展の権利の実現を目指した実際的な方法へ移行することが最も重要である。このプロセスを促進するために、人権高等弁務官は、世界の様々な地域での専門セミナーを準備している。」そして、そのセミナーは、各地域の国々の国内計画機関を含んだ、発展の権利作業グループのメンバーや開発機関、国連システム、NGO そして学界の専門家という、国内レベルでの発展の権利の実施過程に関与するであろう全てのアクターの代表が参加するものである、としている⁷⁵⁾。ここには、議論を実際的な方法に移すことはすなわち国内レベルでの実施政策を進めることである、という理解があるようである。

1981年の事務総長の研究はこの権利実現のための国際社会の民主化に加え、国内の民主化、発展過程への人民の参加の重要性などに言及していた⁷⁴⁾。確かに国内レベルの障害も決して少なくないものであり、国内に目をむけることは重要である。対外的に民主化の必要を強調する一方、国内の問題を温存してきた途上国のこれまでの主張の仕方の問題がなかったわけではないであろう。

しかし、実施活動では一方だけが強調されるべきではなく、両レベルを考慮に入れる必要があるだろう。特に93年以降は、この権利実現のための国家の責任が強調されるようになったといえるが、一方で発展の権利が主張されてきた背景にある、国際経済問題のような政府の政治的意思のみでは克服できない問題はむしろ悪化している。よって、これが軽

視されてはならないのであって、国際社会における抗議概念としての発展の権利の議論にこれからも注目していきたい。

また、両レベルを考慮に入れた実施という点に関しては、国際社会と国内社会両方における抗議概念として発展の権利に言及している途上国のNGOの主張⁷⁵⁾が、国連による実施活動にどのように反映されていくのかという点も視野に入れていきたいと考える。

さらに、発展の権利の実施の分析において、今後特に注目していきたいと考えるのは人権関連諸機関と開発・金融機関との調整という問題である。

80年代からの自由主義・市場経済の拡大により、極度の貧困に陥る国が増え、その打開策として国際金融機関が打ち出した構造調整政策がさらに途上国の社会的弱者層に打撃を与えているといわれており、これらの活動に対してNGOなどから、人権を侵害しているのではないかと、という批判が高まっている⁷⁶⁾。また国連においても、これらの活動が人権に与える負の影響が指摘されており、国連内における人権関連諸機関と開発・金融機関の調整は重要な課題であった⁷⁷⁾。

しかし、原則的に専門的国際組織は決定の際、経済外の影響及び考慮を顧慮してはならないとされ⁷⁸⁾、政治的不関与を主張してきた。他方、西欧諸国は人権概念を経済関係とは切り離して捉え、人権と開発問題を別々にあつかってきたため、両機関の連動はほとんどなかった⁷⁹⁾。

ところが、人権としての発展の権利の概念をめぐる議論を通じて、従来互いに独立にあつかわれていた開発と人権という二つの概念の相互依存性が重視されるようになった⁸⁰⁾。そして、発展の権利実施の文脈で行われた

1990年の世界協議では、開発・金融機関も参加者に加えられ、国連内での人権、開発、経済専門家間のコミュニケーションの欠如や人権分野と開発・経済分野を分離し、連動させてこなかった国連システムの問題なども取りあげられたのである⁸¹⁾。

このように発展の権利実施の文脈で人権関連諸機関と開発・金融機関との連動、調整が試みられているが、構造調整政策が人権に与える負の影響が指摘されている現状を考えるなら、このような動向は注目すべきものであると思われる、この点についても今後更に考察していきたいと考える。

注

- 1) *United Nations Resolutions, Resolutions and Decisions Adopted by the General Assembly During its 41st Session*, UN. Doc. A/41/53, p. 186. 総会決議は、年毎に決議集としてまとめられ、また、人権委員会決議は経済社会理事会への会期ごとの報告書のうちに別添として収録されて、公式記録に入れられており、本稿では、それらから引用したが、決議番号だけで容易に検索可能なので、逐一出典を示さない。
- 2) 松井芳郎「人権の普遍性と歴史性(上)」『前衛』No. 692, 1997年11月, 197-206頁参照。
- 3) *The International Dimensions of the Right to Development as a Human Right in Relation with Other Human Rights Based on International Co-operation, Including the Right to Peace, Taking into Account the Requirement of the New International Economic Order and the Fundamental Human Needs*; UN. Doc. E/CN. 4/1334, paras. 44, 152-159 参照。
- 4) 田畑茂二郎『国際化時代の人権問題』1988年, 298-305頁参照。
- 5) UN. Doc. E/CN. 4/1334, *op. cit.*, paras. 65, 94-116 参照。
- 6) Philip Alston "The Right to Development at the International Level" *Workshop 1979*, Hauge Academy of International Law, pp. 102, 107, 松井芳郎「経済的自決権の現状と課題—『発展の権利に関する宣言』を手がかりに—」『科学と思想』69号, 1988年7月, 160頁参照。
- 7) 松井, 同上, 161-168頁参照。
- 8) 松井, 同上, 163頁。
- 9) Jack Donnelly, "In Search of the Unicorn: the Jurisprudence and Politics of the Right to Development", *California Western International Law Journal*, 1985, Vol. 15. No. 3, pp. 477-507 参照。
- 10) 松井芳郎「人権の国際的保障への新しいアプローチ」長谷川正安編『現代人権論(公法学研究1)』1982年, 86頁。
- 11) 田畑『国際化時代の人権問題』前掲書, 321-329頁参照。
- 12) 発展の権利の範囲, 内容, その実現を確保するための効果的手段の研究を目的とし, 人権委員会決議36(XXXVII)により1981年に設立。15名の専門家からなる。
- 13) *Year Book of the United Nations*, 1987, p. 772 参照。
- 14) *Ibid.*, p. 773 参照。
- 15) Report of the Working Group of Governmental Experts on the Right to Development. UN. Doc. E/CN. 4/1988/10, para. 6 参照。
- 16) *Year Book of the United Nations*, 1987, p. 773 参照。
- 17) UN. Doc. E/CN. 4/1988/10, *op. cit.*, para. 39 参照。
- 18) *Ibid.*, paras. 24, 26, 37 参照。
- 19) Report of the Open-ended Working Group of Governmental Experts on the Right to Development. UN. Doc. E/CN. 4/1989/10, paras. 21, 35 参照。
- 20) これを受けた総会決議44/62(1989年12月8日)は, 世界協議が宣言実施に十分貢献するよう期待を表明した。

発展の権利についての『コンセンサス』の成立とその意義

- 21) Russel Lawrence Barsh, "The Right to Development as a Human Right ; Result of the Global Consultation" *Human Rights Quarterly*. Vol. 13. No. 3, 1991, p. 324 参照。
- 22) Global Consultation on the Right to Development as a Human Right. UN. Doc. E/CN. 4/1990/9/Rev. 1, paras. 9, 12 参照。
- 23) 最終報告書は, *ibid.* これは後に *The Realization of the Right to Development*, United Nations, 1991 という国連出版物になっている。
- 24) Barsh, *op. cit.*, p. 326 参照。
- 25) UN. Doc. E/CN. 4/1990/9/Rev. 1, *op. cit.*, para. 81 参照。
- 26) *Ibid.*, paras. 161-169 参照。
- 27) *Ibid.*, para. 190.
- 28) *Ibid.*, paras. 191, 193 参照。
- 29) *Ibid.*, paras. 191, 194, 195 参照。
- 30) 1997年9月1日から, 人権センターは「人権高等弁務官事務所」に統合された。
- 31) 準備委員会の活動については, 阿部浩己「世界人権会議の軌跡——準備過程回顧(世界人権会議レポート1)」『時の法令』1474号, 47-54頁参照。
- 32) たとえば, ベルーA/C. 3/44/SR. 57, para. 23, ベネズエラA/C. 3/44/SR. 50, para. 53, ブラジルA/C. 3/44/SR. 58, para. 40 など。
- 33) Report of the Economic and Social Council, World Conference on Human Rights : Report of the Secretary—General. UN. Doc. A/45/564, pp. 10-11, 14, 15 参照。
- 34) Consideration of the Final Outcome of the World Conference, Taking Into Consideration the Preparatory Work and the Conclusion of the Regional Meeting. UN. Doc. A/CONF. 157/PC82.
- 35) 阿部「世界人権会議の軌跡」前掲論文, 53頁参照。
- 36) 阿部浩己「75パーセントの偽善を超えて」江橋監修『NGOが創る世界の人権』1996年, 42頁参照。
- 37) 松井「経済的自決権の現状と課題」前掲論文 167, 168頁参照。
- 38) Note by the Secretariat. A List of Proposal Recorded in Regarding to Principal 6. UN. Doc. A/CONF. 157/PC/L. 6, p. 3.
- 39) 設立構想の歴史について阿部浩己「人権の国際化」『国際法外交雑誌』94巻5・6合併号, 137, 138頁参照。
- 40) 阿部, 「75パーセントの偽善を超えて」前掲論文, 45, 51-53頁参照。
- 41) Human Right Questions : Human Right Questions, Including Alternative Approaches for Improving the Effective Enjoyment of Human Right and Fundamental Freedoms. Report of the Third committee part VI. U. N. Doc. A/48/632/Add. 5, pp. 4-6 参照。
- 42) *Ibid.*, p. 10 参照。
- 43) 松井「人権の普遍性と歴史性(下)」『前衛』No. 694, 1997年12月, 195頁参照。
- 44) UN. Doc. A/CONF. 157/PC/L. 6, *op. cit.*, p. 3 参照。
- 45) *Ibid.*, p. 3.
- 46) UN. Doc. A/C3/45/SR. 57, para. 11.
- 47) Report of the Economic and Social Council : Report of the Third Committee (Part I) UN. Doc. A/45/838, p. 13 参照。
- 48) Report of the Regional Meeting for Africa of the World Conference on Human Rights. UNDoc. A/CONF. 157/AFRM/14, A/CONF. 157/PC/57, pp. 9-11, 29, 30, Report of the Regional Meeting for Latin America and the Caribbean of the World Conference on Human Rights, UNDoc. A/CONF. 157/AFRM/15, A/CONF. 157/PC/58, p. 4, Report of the Regional Meeting for Asia of the World Conference on Human Rights. A/CONF. 157/AFRM/8, A/CONF. 157/PC/59, pp. 4-6 参照。
- 49) UN. Doc. A/CONF. 157/PC/L. 6, *op. cit.*, pp. 2-4 参照。
- 50) *Ibid.*, p. 3.
- 51) UN. Doc. A/CONF. 157/PC/82, *op. cit.*, p. 4 参照。
- 52) Report of the Preparatory Committee. UN.

- Doc. A/CONF. 157/PC/98, pp. 23-24 参照。
- 53) UN. Doc. E/CN. 4/1994/SR. 46, paras. 38, 43, 50, E/CN. 4/1995/SR/42, para. 31. 参照。
- 54) UN. Doc. E/CN. 4/1995/SR/42, paras. 22, 39 参照。
- 55) *Ibid.*, paras. 32, 34.
- 56) *Ibid.*, para. 50.
- 57) *Ibid.*, paras. 40, 41 参照。
- 58) *Ibid.*, paras. 18-22, 29-39 参照。
- 59) *Ibid.* para. 25.
- 60) 賛成 42, 反対 3, 棄権 8。また, 人権委員会決議 1995/17 の採択状況は, 賛成 36, 反対 15, 棄権 1。
- 61) UN. Doc. E/CN. 4/1995/SR/42, para. 26 参照。
- 62) *Ibid.*, paras. 11, 13 参照。
- 63) 提案者はアルゼンチン, オーストリア, ベルギー, ブラジル, カナダ, 中国, 非同盟諸国の代表としてコロンビア, デンマーク, エルサルバドル, フィンランド, フランス, ドイツ, アイルランド, エクアドル, ギリシャ, ルクセンブルク, メキシコ, ネパール, ノルウェー, 旧ユーゴ, ウクライナである。
- 64) Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights. UN. Doc. A/51/36, paras. 98-100 参照。
- 65) Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights. UN. Doc. A/50/36, pp. 26, 27 参照。
- 66) P. Alston, "Neither Fish nor Fowl: The Quest to Define the Role of the UN High Commissioner for Human Rights" *European Journal of International Law*, Vol. 8, No. 2, 1997, p. 332, 松井芳郎「人権の普遍性と歴史性」(下) 前掲論文, 196 頁参照。
- 67) 人権委員会決議 1996/15 に基づき 1996 年設立。93 年のテーマ別作業部会と 96 年の専門家委員会の活動を扱った文献として山崎公士「国連における『発展の権利』の検討」, アジア・太平洋人権情報センター『アジア・太平洋人権レビュー1998・アジアの社会発展と人権』1998 年, 46-59 頁参照。
- 68) UN. Doc. E/CN. 4/1996/SR35, paras. 64-67 参照。
- 69) UN. Doc. E/CN. 4/1994/SR16, paras. 21, 23.
- 70) *Ibid.*, paras. 24-26 参照。
- 71) インフレの縮小, 国際収支の均衡の回復および経済成長の促進を目的に, 市場経済原理を導入し, 通貨の切り下げ, 貿易および為替管理の縮小, 公共部門の民営化などを行う, IMF, 世界銀行による政策。
- 72) United Nations Human Rights Website, United Nations High Commissioner for Human Rights (http://www.unhcr.ch/html/menu2/10/e/rtd_main.htm) (1999 年 6 月 25 日入手) 参照。
- 73) *Ibid.*, (1998 年 8 月 31 日入手) 参照。
- 74) The Regional and National dimensions of the Right to Development as a Human Right; UN. Doc. E/CN. 4/1488. pp. 10-48 参照。
- 75) *Our Common Human Humanity; the Draft Asian Human Rights Charter, proposed by Asian Human Rights Commission*, Hong Kong: Asian Legal Resource Center, 1995, pp. 11, 13 参照。
- 76) 例えば 1993 年 7 月東京で IMF, 世界銀行を問う国際キャンペーンの一環として「G7 を裁く国際法廷」が行われ, 発展途上国からの知識人や NGO がこれら機関の活動による被害を報告している。(北沢, 村井編『顔のない国際機関——IMF・世界銀行』1995 年, 199-204 頁参照。)
- 77) 例えば Study on the New International Economic Order and the Protection of Human Rights. UN. Doc. E/CN. 4/Sub. 2/1983/24, paras. 63, 66, 67, 69, 70, The Realization of Economic, Social and Cultural Rights: Second progress report. UN. Doc. E/CN. 4/Sub. 2/1991/17, paras. 124-147 参照。
- 78) 横田洋三「世界銀行の『非政治性』に関する一考察(一)」『国際法外交雑誌』76 巻 2 号, 1977 年, 35 頁参照。
- 79) 平覚「開発と人権——人権としての発展の権利を中心として——」高野, 宮崎, 斎藤編『国際人

発展の権利についての『コンセンサス』の成立とその意義

権法入門』1983年、352頁参照。

80) 平「開発と人権」前掲論文、350-362頁参照。

81) UN. Doc. 1990/9/Rev1, *op. cit.*, paras. 165-

169 参照。